

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年霧島市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「3,000円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「1,000円」を「6,000円」に改め、同条第3号中「3,000円」を「9,000円」に改め、同条第4号中「1,000円」を「8,000円」に改め、同条第5号中「1,000円」を「収集運搬業6,000円 処分業8,000円」に改め、同条第6号中「3,000円」を「8,000円」に改め、同条第7号中「1,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可があった手数料について適用し、同日前に許可があった手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。